

雇用保険法等の一部を改正する法律案 (労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の 徴収等に関する法律の一部改正関係) の概要

1. 改正の趣旨

多様な働き方を選択する者やパート労働者等で複数就業している者が増加している実状を踏まえ、セーフティネットとしての機能を果たしている労災保険制度の見直しを行い、複数就業者が安心して働くことができるような環境を整備する。

2. 改正の概要

(1) 労働者災害補償保険法の改正

- ① 複数の就業先での業務上の負荷を総合的に評価した場合の保険給付を新設する。
- ② 複数就業者に係る給付基礎日額の特例を整備する。
- ③ 平均給与額の修正により、スライド率等を変更することにより生じた保険給付について、当該保険給付に係る未支給の保険給付の支給を受ける権利について、会計法の特例を措置する。

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

- 複数就業者の場合におけるメリット収支率の算定方法を見直す。
 - ・ 今般の新たな保険給付については、メリット収支率に影響させないこととする。

3. 施行期日

- ・ 2(1)①②及び(2)は公布後6か月の範囲内において政令で定める日
- ・ 2(1)③は令和2年4月1日